

案

令和3年9月 日

新型コロナウイルス感染症対策本部長

内閣総理大臣 菅 義偉 様

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長

埼玉県知事 大野 元裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言 に係る要望について

令和3年8月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部長による「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更」により、本県の緊急事態措置を実施すべき期間が8月2日から9月12日までと変更された。

県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、飲食店や大規模商業施設に対する営業時間短縮要請等をはじめ、市町村等と連携した外出自粛の呼びかけや感染防止リーダーなどを通じた家庭内感染防止の推進など総合的な感染拡大防止対策に全力で取り組んでいる。

約1か月にわたる緊急事態措置により、県内の新規陽性者数に減少傾向がみられる一方、病床使用率、特に重症者病床の使用率が高止まりしている状況下、引き続き、強力な感染拡大防止対策を推進していくことが必要である。

このため、特別措置法第32条第3項に基づき緊急事態措置を実施すべき期間を延長し、その延長期間は3週間程度とすることを要望する。

また、事業者への財政支援については、地域の実情に応じた支援ができるようにするとともに、その裏付けとなる確実な財源措置を要望する。